

これからの暮らしに

マイナンバーカード



1 マイナンバー制度とは・・・

マイナンバーとは、正式には「個人番号」といい、住民票を有する住民一人ひとりに付けられている12桁の番号のことです。

マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」ともいいます。）は、このマイナンバーを使って、税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っているさまざまな情報を同一人の情報かどうか確認する社会基盤です。

このマイナンバーを国の機関や地方公共団体などが、基本的に、社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、スムーズな申告・申請等が可能となり、住民サービスのより一層の向上につなげようとするものです。

たとえば、転職してもマイナンバーは変わらないため、年金納付期間の抜け落ちなどのリスクがなくなるなどのメリットがあります。

マイナンバーって何？

1人1つの
番号 住民票を有するすべての人に
1人1つの番号（12桁）が付番される。※外国人も含む

平成27年
10月から 平成27年10月から住民票の住所へ通知カードが簡易書留で届けられ、マイナンバーをお知らせしている。

番号は
変わらない 番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、番号は一生変わらない。

利用目的は
限定的 税・社会保障・災害対策の分野で利用される。
※それ以外の目的での利用は禁止されている。

2 マイナンバー制度での 個人情報の取扱い

個人情報を一元化することはありません

マイナンバー制度下における個人情報の取扱いについては、それぞれの機関が保有している情報を特定の機関に集約し、その集約した情報をそれぞれの機関が閲覧することのできる「一元管理」の方法はとっていません。

情報はそれぞれの機関が保有し、他の機関の情報を必要とする場合に、その都度やりとりを行う「分散管理」の方法をとっています。

このため、マイナンバー（個人番号）が他者に知られても、そのマイナンバーに紐づ

くあらゆる情報が一度に漏えいするということはありません。

アクセスできる人も、情報も限定！通信は暗号化！

手続きを受け付ける行政職員だけが、手続きに必要な情報だけにアクセスすることが許されています。各行政機関の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは使いません。マイナンバーには別の番号が付番されてやりとりされます。

また、システムに不正なアクセスがされないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。

3 マイナンバーカードの用途

マイナンバーカードは、ICチップの付いたプラスチック製のカードです。

表面には、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報が記載され、顔写真も載っています。裏面には、氏名、マイナンバーが記載され、ICチップが付いています。

このICチップには、オンライン（電子空間）での身分証明書となる「電子証明書」が搭載されています。

健康保険証として使える！ ※1

カードを保険証として利用する方は、通常の保険証の場合よりも初診料等の負担が小さくなります。

コンビニで証明書が取得できる！

二本松市では、住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できます。

※毎日6：30～23：00ご利用できます。

（年末年始・メンテナンス日を除く）

新型コロナワクチン接種証明書が、スマートフォンアプリで発行できる！

国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得し、いつでも表示できます。

※アプリに対応しているスマートフォンが必要です。

※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です。

給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当などを申請するときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

オンラインで確定申告ができる！ ※2

確定申告（e-Tax）をはじめ、今後、子育てなどに関する手続きもオンラインで申請ができる予定です。

本人確認書類として使える！

マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、1枚でOK！コンサート会場の入場や会員登録など幅広く使えます。

便利な「マイナポータル」が使える！

※2

ご自身の情報の管理やオンライン申請ができる「マイナポータル」が使えます。

民間のサービスにも拡大中！

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。

※1 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます。

※2 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォンまたはICカードリーダーとパソコンが必要です。

4 マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードは、住民の申請により市区町村長が交付することとされていますので、その取得は強制（義務）ではありません。

マイナンバーカードは、さまざまな行政手続きにおけるマイナンバーの確認や、本人確認の手段として用いることとなりますので、住民生活の利便性向上という意味でも、できるだけ多くの住民のみなさんに取得していただきたいと考えています。

なお、顔写真については、マイナンバーカードの表面に掲載することが、法律で義務付けられています。

5 マイナンバーカードの安全性

「マイナンバーカードを盗まれてしまったら、悪用されてしまうのではないか」、
「カードのICチップから大事な情報が洩れるのではないか」といった不安な声をお聞きしています。マイナンバーカードは、万全のセキュリティ対策が講じられており、その安全性のポイントは次の4つとなっています。

①なりすましはできません。顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

②プライバシー性の高い情報は入っていません。

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

③電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。

④マイナンバーを見られても悪用は困難です。

マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

◎このほか、不正にカードを複製して利用することができないように、さまざまなセキュリティ対策が講じられています。

6 マイナンバーカードの有効期限

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上の方は10年（発行の日から10回目の誕生日まで）、18歳未満の方は容姿の変化を考慮して5年（発行の日から5回目の誕生日まで）となっています。

7 引越し等をしたら・・・

引越しや婚姻等で個人番号カードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出にあわせて、マイナンバーカードを市役所・各支所の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

8 電子証明書の搭載

マイナンバーカードには、希望により、公的個人認証サービスの電子証明書がICチップに搭載されることとなります。

対面では、運転免許証や健康保険証で本人確認をするように、インターネット上（電子空間）で本人確認を行う証明書となるものです。

電子証明書の搭載を希望しない場合は、カードを申請する際に、電子証明書を希望しない旨をチェックしていただきます。

マイナンバーカードの電子証明書は2種類あります！

署名用電子証明書

- ・ 6～16桁の暗証番号を設定（アルファベット大文字と数字）
- ・ 基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）等を記録
- ・ e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用
- ・ 暗証番号を5回連続してまちがうとロックがかかり、利用できなくなる。ロック解除は市役所・各支所の窓口で解除できる。

利用者証明用電子証明書

- ・ 4桁の暗証番号を設定（数字）
- ・ 利用者本人であることを証明するための証明書
- ・ マイナポータルログイン、証明書のコンビニ交付サービスを受ける場合、インターネットを閲覧する際などに利用
- ・ 暗証番号を3回連続してまちがうとロックがかかり、利用できなくなる。ロック解除は市役所・各支所の窓口で解除できる。

9 電子証明書の有効期限

電子証明書の有効期限は、原則として個人番号カードの有効期間にかかわらず、発行の日から5回目の誕生日までとなります。

電子証明書の更新手続きは、有効期間満了の3カ月前から行うことができます。市役所・各支所の窓口で申請してください。（更新時期に国から通知があります。）

10 マイナポータルとは…

政府が運営する行政手続きのオンライン窓口

子育てや介護などについての、行政手続きのオンライン窓口です。

オンライン申請のほか、行政機関等が保有するご自身の情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知受信などのサービスを提供します。

2月6日からマイナポータルで、転出届ができるようになりました！

市外へ住所を異動する際の転出届については、マイナポータルを通じたオンラインでの届出ができるようになりました。このサービスを利用する方は、市役所の窓口での手続きは原則不要となりました。

* 転入先市区町村の窓口での手続きは必要です。



11 マイナンバーカードを紛失した場合

ただちにマイナンバーカードのコールセンターへ連絡してください。

第三者による不正使用等を防止するため、カードの一時停止処理を行います。

(365日24時間対応)

あわせて、市役所・各支所窓口で紛失等の届出を行ってください。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178

個人番号カードコールセンター（有料） 0570-783-578

(つながらない場合には **050-3818-1250**)

- * マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、市役所・各支所の窓口で一時停止の解除を行えます。
- * マイナンバーカードの再交付を希望する場合は、市役所・各支所の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。
- * 紛失等による再交付の際には、手数料がかかります。（二本松市…1,000円）

注意！

- ・ マイナンバーカードは紛失・盗難等のないよう大切に取扱ってください。
- ・ 暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。もし、忘れてしまった場合は、市役所・各支所の窓口で、本人確認を行ったうえで再度設定していただく必要があります。
- ・ 強い磁気や高温に弱いので、取扱い・保管にご注意ください。

マイナンバーカードについてのお問い合わせ

二本松市役所 市民課 市民記録係

☎ 0243-55-5104